

令和7年度

第12回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和8年3月10日

湯沢市農業委員会

第12回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和8年3月10日(火) 午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時34分

閉会 午後2時21分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
4番	川崎 秀悦	13番	加藤 エリ子
5番	水戸 義昭	14番	佐藤 栄子
6番	姉崎 与志弘	15番	高橋 郁夫
7番	佐藤 昇	16番	高橋 忠雄
8番	加藤 艶子	17番	宮原 正明
9番	由利 幸悦	18番	高橋 敬悦 (会長職務代理者)
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

3番	伊藤 秀郎	19番	高橋 伸太郎 (会長)
----	-------	-----	-------------

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席
(午後1時34分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高山 善樹
主 幹	柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 農地改良届

(4) 公共事業等に伴う一時転用の届出

3 議 案

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第44号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き
農業経営を行っている旨の証明願について

議案第45号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き
特定貸付を行っていることの証明願について

議案第46号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 1 時 34 分 委員総数 19 名中、ただいまの出席委員は 17 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、3 番 伊藤 秀郎 委員、19 番 高橋 伸太郎 委員 であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、14 番 佐藤 栄子 委員、15 番 高橋 郁夫 委員 の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 1 件、議案 6 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。</p> <p>1 賃貸借契約合意解約通知は18件で、面積は577,701.29㎡であります。解約事由は、貸人の都合によるものが9件、借人の都合によるものが7件、耕作者死亡のためが1件、市道整備事業に伴う用地買収によるものが1件であります。</p> <p>2 使用貸借契約合意解約通知は2件で、面積は4,048㎡であります。解約事由は、借人の都合によるもの2件であります。</p> <p>次に、議案書 4 ページをご覧ください。</p> <p>3 農地改良届は1件で、届出土地は、湯沢市[REDACTED]、地目は田、面積は6,014㎡であります。届出の理由は、圃場の段差をなくして農機の大型化に対応させるためであります。</p> <p>4 公共事業等に伴う一時転用の届出は2件で、1件目は、届出土地が、湯沢市[REDACTED] 外3筆、地目は畑、届出面積は2,414.31㎡、施工期間は、令和8年5月1日から令和9年12月31日まで、2件目は、届出土地が、湯沢市[REDACTED] 外29筆、地目は田及び畑、届出面積は13,378.31㎡で、施工期間は、令和8年4月1日から令和9年12月31日までとなっております。届出の事由は、2件とも新たな送電線の建設工事を行うための足場・運搬路等の工事の敷地として使用するためとなっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和8年3月10日提出。説明は以上です。</p>

議 長	<p>ここで、議案書6ページの3条賃貸借権設定申請番号第204号は、16番 高橋 忠雄 委員 に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、3条賃貸借権設定申請番号第204号を審議しますので、16番 高橋 忠雄 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(16番 高橋 忠雄 委員、退席) (午後1時41分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書6ページをご覧ください。3条賃貸借権設定申請番号第204号は、面積が4,202㎡で、申請事由は、基盤法からの切替えのためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。3条賃貸借権設定申請番号第204号について、申請のとおり許可することといたします。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(16番 高橋 忠雄 委員、着席) (午後1時43分)</p>
議 長	<p>次に、議案第41号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>

高山班長	<p>議案書6ページから10ページをご覧ください。議事参与制限以外の案件について、議事参与制限以外の3条賃貸借権設定は17件で、面積は77,693㎡であります。申請事由は、申請番号 第187号、188号、189号、190号、192号は基盤法からの切替えのため、第191号、193号、194号、195号、196号、197号、198号、199号、200号、201号、202号、203号は経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書11ページから12ページをご覧ください。3条所有権移転は6件で、面積は11,445㎡であります。申請事由は、申請番号 第64号、65号、67号、68号は経営縮小のため、第66号は農業廃止のため、第69号は相手方の要望のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第41号 議事参与制限以外の「農地法3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第42号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第42号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和8年3月10日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書20ページの 農地中間管理事業(移転)、促進計画(移転)整理番号 第14号 は、14番 佐藤 栄子 委員 に関する案件、議案書14ページの 農地中間管理事業 促進計画整理番号(転貸人へ) 第306号 及び 促進計画整理番号(転借人へ) 第318号 は、17番 宮原 正明 委員 に関する案件、議案書14ページから15ページの 農地中間管理事業 促進計画 整理番号(転貸人へ) 第307号 から 第310号まで 及び 促進計画 整理番号(転</p>

	<p>借人へ) 整理番号 第319号、320号 は、私、18番 高橋に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、議案書20ページの 農地中間管理事業 (移転)、促進計画 (移転) 整理番号 第14号 のうち議事参与の制限に該当する箇所の促進計画案を審議しますので、14番 佐藤 栄子 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(14番 佐藤 栄子 委員、退席) (午後1時47分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書20ページをご覧ください。農地中間管理事業 (移転)、促進計画 (移転) 整理番号 第14号 のうち議事参与の制限に該当する箇所の促進計画案は、賃貸借権の移転で、面積は36,485㎡であります。移転事由は、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和8年4月28日となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(15番 高橋 郁夫 委員、挙手)</p>
議長	<p>15番 高橋 郁夫 委員。</p>
15番	<p>議案書20ページの促進計画 (移転) 整理番号 第14号 の移転を受ける者は、新しく設立された法人のようだが、構成員は何人か教えてください。</p>
議長	<p>暫時休憩します。(午後1時48分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。(午後1時52分)</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(新山事務局長、挙手)</p>
議長	<p>新山事務局長。</p>
新山事務局長	<p>構成員は2人で、常時雇が2人、臨時雇が3人となっております。</p>

議 長	<p>他にご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案書20ページの 農地中間管理事業（移転）、促進計画（移転）整理番号 第14号 のうち議事参与の制限に該当する箇所 の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(14番 佐藤 栄子 委員、着席) (午後 1 時54分)</p>
議 長	<p>次に、議案書14ページの 農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第306号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第318号 を審議しますので、17番 宮原 正明 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(17番 宮原 正明 委員、退席) (午後 1 時55分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書14ページをご覧ください。農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第306号の促進計画案は、賃貸借権の新規設定で、面積は1,614㎡であります。</p> <p>促進計画整理番号（転借人へ）第318号 の促進計画案は、賃貸借権の新規設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和8年4月28日となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。農地中間管理事業 促進計画整理番号(転貸人へ)第306号及び促進計画整理番号(転借人へ)第318号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(17番 宮原 正明 委員、着席) (午後1時56分)</p>
議長	<p>次に、議案書14ページから15ページの農地中間管理事業 促進計画 整理番号(転貸人へ)第307号から第310号まで及び促進計画 整理番号(転借人へ)整理番号第319号、320号は、私、18番 高橋に関する案件となります。</p> <p>審議に先立ち、ここで、議長の交代を行うこととなりますが、本日は、高橋会長が欠席のため、私が議長の職務を行っておりますことから、『議長の職務を行う者がいないときは、年長の者が臨時に議長の職務を行う』という地方自治法第107条の規定に準じまして、16番 高橋 忠雄 委員に議長をお願いいたします。</p> <p>ここで、議長を交代しますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(午後1時58分)</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>休憩前に引き続き議事を再開いたします。(午後1時58分)</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>それでは、議案書14ページから15ページの農地中間管理事業 促進計画 整理番号(転貸人へ)第307号から第310号まで及び促進計画 整理番号(転借人へ)整理番号第319号、第320号を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後1時59分)</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書14ページから15ページをご覧ください。</p>

議長(高橋忠雄委員)	<p>促進計画整理番号(転貸人へ)第307号、第308号、第309号、第310号の促進計画案は、賃貸借権の設定が4件で、面積は24,026㎡、新規の設定が3件、再設定が1件であります。</p> <p>促進計画整理番号(転借人へ)第319号、第320号の促進計画案は、賃貸借権の新規設定が1件、再設定が1件であります。</p> <p>賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和8年4月28日となっております。説明は以上です。</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>全員挙手。議案書14ページから15ページの促進計画整理番号(転貸人へ)第307号から第310号まで及び促進計画整理番号(転借人へ)整理番号第319号、第320号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後2時01分)</p>
議長	<p>ここで、議長を交代しますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(午後2時01分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、議事を再開いたします。(午後2時01分)</p>
議長	<p>次に、議案第42号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書15ページから19ページをご覧ください。議事参与制限以外の促進計画案について、議事参与制限以外の農地中間管理事業 促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権が17件で、面積は125,900㎡、新規の設定が14件、再設定が3件であります。</p>

<p>議 長</p>	<p>促進計画案（転借人へ）は、賃貸借権が7件で、新規の設定が4件、再設定が3件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書21ページから24ページをご覧ください。議事参与制限以外の農地中間管理事業（移転）の促進計画案は、賃貸借権の移転が5件で、面積は80,873㎡であります。移転事由は、5件とも移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書25ページから27ページをご覧ください。農地売買等事業は11件で、面積は64,944㎡であります。申請事由は、整理番号 第28号、第29号 は農業廃止のため、第30号、第31号 は経営縮小のため、農地売買等支援事業による公社買入れ、第32号 から 第38号 までの7件については、農地売買等支援事業による認定農業者等への公社売渡しであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和8年4月28日となっております。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第42号 議事参与制限以外の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。</p> <p>次に、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>（高山班長、挙手）</p>
<p>議 長 高山班長</p>	<p>高山班長。</p> <p>議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1 農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第4項及び第5項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第4条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和8年3月10日提出。</p> <p>議案書29ページをご覧ください。4条 申請番号 第3号について説明さ</p>

させていただきます。議案付属資料は25ページから35ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市 []、地目は畑、面積は [] m²であります。

申請内容は、 [] の道路拡幅事業に伴い住宅の建替えをしなければならなくなったが、現住居敷地内に浄化槽の設置スペースが確保できず、隣接する申請地に合併浄化槽を設置・整備するための転用であります。

申請地は、市立湯沢北中学校から [] km、J R 下湯沢駅から [] km に位置し、東側は宅地、西側及び南側は畑、北側は宅地に隣接しており、農地区分は、都市計画区域・準工業地域であることから第3種農地であると判断しました。

事業計画は、造成・盛土工事は行わず、一体として利用する農地以外の土地、現住居敷地となっている宅地 [] m²に住宅 [] m²、駐車場・通路・雪寄せ場等 [] m²を整備し、申請地 [] m² に建替え後の住宅の汚水・生活雑排水を処理するための合併浄化槽等を設置・整備するものです。

事業費は、造成整地経費 [] 円、建物建設経費 [] 円、測量登記経費 [] 円、搬入費等諸経費 [] 円、計 [] 円で、資金計画は全額自己資金となっており、通帳の写しにより確認しております。

被害防除計画については、周辺の農地及び隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置は行わないものです。汚水・生活雑排水は設置する合併浄化槽で処理し、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

なお、本4条転用案件については、転用に係る面積が30a以下でありますので、議案書のとおり申請地を第3種農地と判断し許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議の意見聴取を要しないことから、本総会後に会長の決裁を経て許可書を交付することとなります。

説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、2番 佐々木 昇 委員 から報告願います。

議長

(2番 佐々木 昇 委員、挙手)

2番 佐々木 昇 委員。

2番

議案第43号の現地確認について報告いたします。

2月27日、3番 伊藤 秀郎 委員 と私の2名、事務局1名とで現地確認をしてまいりました。

現地確認時、積雪のため、4条 申請番号 第3号 の申請土地周辺の詳細な状況を確認することができませんでしたが、申請者から提出のあった降雪前の12月中に撮影された写真や航空写真等の資料と、申請書類、実際の

	<p>現地の状況とを照らし合わせて確認した結果、事前着工はないものと判断し、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第43号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第43号について採決を行います。許可相当とすることとし、許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当と決定し、許可の可否判断を会長に一任することといたします。許可の状況については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に議案第44号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案第44号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和8年3月10日提出。</p> <p>この証明については、農地を生前一括贈与し納税猶予の適用を受けている期間中は、贈与税の申告期限から3年目ごとに、税務署に猶予を継続して受けたい旨の届出をする必要があります。その届出に必要な証明書について農業委員会で証明を行うものです。納税猶予の適用を受けている農地について、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。</p> <p>議案書31ページをご覧ください。件数は5件で、すべて引き続き農業経営を行っており、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。なお、平成15年以降の対象者で、贈与税の納税猶予制度でなく相続時精算課税制度を選択した方は、区分のところが取得税のみとなっております。説明は以上です。</p>


議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第44号について、引き続き農業経営を行っていることの証明をすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第45号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案第45号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和8年3月10日提出。</p> <p>議案書33ページをご覧ください。件数は1件であります。この証明は、生前一括贈与を受けた農地の一部又は全てを特定貸付、一定の要件を満たす納税猶予を受けている方で、農地中間管理事業等により賃借権等の設定による貸付けをした方が、贈与税・不動産取得税の納税猶予の特例を引き続き受けるため、3年ごとに納税猶予の継続届出を行うために必要な証明であります。この1件については、引き続き特定貸付を行っており、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。議案第45号について、引き続き特定貸付を行っていることの証明をすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第46号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案第46号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に係る最適化活動の目標の設定等について、同意を求め。令和8年3月10日提出。</p> <p>(議案書35ページから37ページまでの令和8年度最適化活動の目標の設定等について説明)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。令和8年度最適化活動の目標設定等について同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第46号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」は同意することといたします。</p>
議 長	<p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後2時21分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和8年3月10日

議長 高橋敬悦 

署名委員 14番 佐藤栄子 

署名委員 15番 高橋郁夫 